

高知県再造林支援基金に関する Q&A

～事業概要～

Q1. 基金を設置した目的や背景を教えてください。

高知県は、森林率 84 パーセントを有する全国一の森林県です。この豊富な森林資源の恩恵を受けてきた森林・林業・木材産業の関係者も、伐って、植えて、育てるといった森林資源の循環利用を支えていく必要があると考えています。

そのため、多様な関係者の協力金等で基金を造成し、森林所有者等が行う再造林に必要な経費の一部を支援することで、再造林の確実な実行を促進する「高知県再造林支援基金」を設立することとしました。

～支援内容～ 高知県再造林支援基金事業助成金交付要綱の関係

Q2. 助成金の対象経費は決まっていますか。

森林所有者が負担しなければならない経費であれば内訳は問いません。

※国庫補助事業の補助対象経費との関係性もありません。

Q3. 助成の対象を私有林における個人の所有林としているのはなぜですか。

伐採で得られる収益が少ないことなどの理由により、私有林における個人の所有林では再造林があまり進んでいない状況です。一方、森林所有者が企業である場合は、再造林を含む計画的な森林整備が行われるなど経営意欲があり、県及び市町村の補助事業を活用し、再造林が行われています。限りある基金を有効に活用するためにも、個人の所有林に優先し支援することにしました。

Q4. 支援単価を、国庫補助事業の補助対象外経費への市町村補助「あり」と「なし」で分けている理由を教えてください。

森林所有者の負担を軽減するため、一部の市町村では、補助対象外経費への補助が行われています。このような経費への補助が行われている市町村では、森林所有者の負担が軽減されており、限りある基金を有効に活用するためにも、支援単価を2分の1としています。また、支援単価が2分の1となることで不足感があるなどのご意見を踏まえて、今後の基金の積立状況を注視しながら必要な支援を検討していきたいと考えています。

～申請手続について～ 高知県再造林支援基金事業助成金交付要綱の関係

Q5. 助成金の申請者は誰ですか。

高知県再造林推進会議の会員に登録した林業事業体（造林補助事業等の補助金申請者）です。

※森林所有者自らは申請できません。

Q6. 助成を受けるには、どのような手続きが必要となりますか。

高知県造林事業費補助金における再造林等支援事業又は高知県森林資源循環利用促進事業費補助金（再造林等支援事業）（以下、「再造林等補助金」という。）の交付決定を受けた再造林である必要がありますので、再造林等補助金の交付決定の日から1ヶ月以内（ただし、再造林等補助金の4 - 四半期の申請分については、4月1日から4月末日まで）に以下の添付書類を添えて助成金交付申請書を事務局（高知県素材生産業協同組合連合会）に提出してください。

※添付資料：

- 1 高知県造林事業費補助金の補助金交付指令内訳書及び補助金交付決定通知書の写し
- 2 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金の補助金交付決定通知書、交付申請書及び内訳書の写し
- 3 申請内容に該当する林業用苗木生産事業者表示票又は出荷証明書の写し など

Q7. 森林所有者の負担が発生していない場合でも、再造林基金による支援は受けられますか。

Q5に記載した市町村補助等により、森林所有者の負担が発生しない場合は、支援を受けることはできません。

Q8. 森林所有者の負担額が支援単価に満たない場合（例えば1haの負担額が1万円）であった場合でも支援を受けることはできますか。

この場合、1万円まで支援を受けることができます。

なお、精算書の提出は必須ではありませんが、確認の必要が生じた場合は提出を求めることがあります。

～協力金について～ 高知県再造林支援基金事業協力金等取扱規程の関係

Q9. 協力金の拠出はどのように行いますか。

拠出する金額は、協力企業が取り扱う対象原木の数量（半期毎）に単価を乗じた金額を目安に報告するので、経営状況等を踏まえ、拠出いただくことができます。（対象原木の取扱量の確認や個別の拠出金額等の公表は行いません）

なお、協力金（寄附金含む）は、当会議の会員でなくても、拠出いただくことができます。

Q10. 協力金等取扱規程の協力金対象に国有林も入っていますが、なぜ国で管理されている国有林まで対象としているのですか。

国有林は、国において森林の管理が行われているため、民有林を対象とする考えですが、国有林の立木販売は、地上権が民間に移行しており、民有林に準じて取り扱うこととしました。（国有林の請負事業に関しては、施業のみを請負するため、協力金の対象から除外して考えることができます。）

なお、国有林に出荷する苗木も同様の考え方を適用することとします。

Q11. 基金に協力金を拠出するとメリットはありますか。

協力金は、一般の寄附金に該当し法人税法に基づく税制上の優遇措置により、一定の限度額まで損金に算入することが可能です。（詳しくは、国税庁ホームページ等をご覧ください）

協力いただいた企業は、高知県再造林推進会議ホームページでご紹介させていただきます。

～その他～

Q12. 基金による支援はいつまで続きますか。

再造林基金による支援は、令和 7 年 6 月から開始しているところですが、支援開始から 3 年程度経過した年の総会において効果等の検証を行い方向性を決める考えです。

Q13. 再造林と素材生産の両方を行っている場合、再造林の助成を受けるために、協力金の拠出に関する要件はありますか。

当基金の支援を受けるために、協力金を拠出する要件はありません。

なお、助成金の申請者は、会員として当会議の趣旨にご賛同いただいておりますので、各会員無理のない範囲でご協力いただきたいと考えています。（協力金の拠出については、Q9 を参照）